

遊漁船業者の登録を受けた皆様へ(重要)

遊漁船業者は「遊漁船業の適正化に関する法律」（以下「遊適法」という。）により、業務規程の作成・提出、変更事項の届出や利用者名簿の備え置き、利用者へ制限事項・禁止事項の周知等を行う義務があります。これらの遊適法に定められた事項に違反して届出や周知等を怠った場合は、遊適法による罰則（罰金等）が科せられたり、事業の停止や登録取消等の処分がされたりすることがありますので、御注意ください。

なお、遊漁船業者登録簿は、法第8条の規定により、一般の閲覧に供されることを予め御了承ください。

1 業務規程の提出（遊適法第11条）

遊漁船業登録後すみやかに業務規程を作成し、県庁漁業調整課又は境港水産事務所あてに提出してください。その際写しを2部とり、営業所と船それぞれに備え付けてください。また、業務規程の内容を変更した場合には、変更内容を届け出が必要です。

※届け出が必要な変更については、別紙1をご覧ください

2 登録票及び登録標識の作成・掲示（遊適法第16条）

遊漁船業者は営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に登録票等を掲示しなければなりません。

* 注意 遊漁船業登録票は、両方の場所に必要です。

遊漁船



登録票、登録標識

営業所



登録票

（1）営業所及び遊漁船に掲げる登録票の様式

← 25cm（遊漁船に掲げる場合は16cm）以上 →

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	鳥取 太郎
登録番号	鳥取県1**
登録の有効期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
営業所の所在地	鳥取県〇〇市〇〇町 〇丁目〇〇番地
遊漁船の名称	〇〇〇丸
遊漁船業務主任者の氏名	鳥取 太郎
損害賠償措置の保険期間	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで

→40cm（遊漁船に掲げる場合27cm）以上→

※営業所、遊漁船で公衆の見やすい場所に掲示すること。

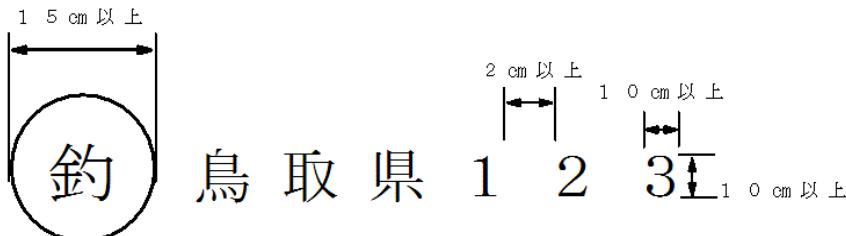
※登録票の記載事項に変更が生じた場合は、変更届を提出し、変更した内容を表示すること。

※必要に応じてラミネート加工したり、額に入れるなどの補強をしてください。

※登録票はご自身で作成してください。登録時のみ県から送付します。

(2) 遊漁船のみに掲げる登録標識

- ※ 県から通知を受けた「鳥取県」の文字と3桁の「登録番号」を記載すること。
- ※ (釣)の大きさは直径15cm以上、文字の大きさは10cm以上、太さは1cm以上、間隔は2cm以上
- ※ 船舶の両側面に表示することが望ましい。



3 利用者名簿の備え置き（遊適法第14条）

遊漁船業者は、遊漁船の利用開始前までに利用者の氏名、住所、漁場の位置等を記入した利用者名簿を作成し、営業所に備え置きしなければいけません。事故が起きた場合に備え、出港前に連絡責任者等へ利用者名簿の情報提供をお願いします。

また、利用者名簿は利用終了日から1週間の保存が必要です。

万一のときのために、記入漏れがないようにしてください。

（記入が必要な事項）

- ① 案内する漁場の位置
- ② 遊漁船の利用開始日時、利用終了予定日時
- ③ 利用者の氏名・住所・性別・年齢・緊急時連絡先

（利用者名簿作成例※別紙2の書式をコピーして使用されても構いません）

利 用 者 名 簿				
○○丸				
漁場の位置	○○沖			
利用開始日時	令和○○年○○月○○日 ○○時			
終了予定日時	令和○○年○○月○○日 ○○時			
氏名	住所	性別	年齢	緊急時連絡先

4 利用者が遵守すべき事項の周知

（1）水産動植物の採捕規制等の周知（遊適法第15条）

遊漁船業者は水産動植物の採捕規制等について、利用者に水産動植物を採捕させる前に遊漁船に掲示するか、書面配布により利用者へ周知しなければいけません。

（周知内容→別紙3を参考にしてください。）

- ・案内する漁場の水産動植物の採捕に関する制限又は禁止
(漁業法、都道府県漁業調整規則等)
- ・漁場の使用に関する制限の内容

（2）安全確保のために利用者が遵守すべき事項の周知

業務規程では、遊漁船業者は利用者に対し、安全確保のため利用者が遵守すべき事項等を周知することとされています。

(周知内容→業務規程例 別表8の内容を参考 ※別紙4を参考にしてください)

- ・船長及び遊漁船業務主任者の指示に従うこと
- ・はしごや救命胴衣の保管場所の周知、着用指示 等

5 登録事項の変更等に関する届出について（遊適法第7条等）

遊漁船業者登録事項に変更が生じた場合には、変更等が生じた日から30日以内に「遊漁船業者登録事項変更届出書」に必要な書類を添え、届け出なければいけません。

(届出が必要な変更については、別紙1をご覧ください)

<登録事項の変更が必要な事項の例>

・保険の更新（契約期間の更新についても、変更届が必要です。）

- ・住所、電話番号等の変更
- ・磯、瀬渡し等の追加
- ・遊漁船業務主任者の追加
- ・遊漁船の追加、変更 等

※遊漁船業を廃業する場合は「遊漁船業者廃業等届出書」を提出してください。

6 その他遊適法に定められた遵守事項

- (1) 遊漁船には、遊漁船業務主任者を常に乗船させなければいけません。（遊適法第12条）
- (2) 遊漁船業者は出航前に気象情報、海象情報を収集しなければいけません。また、これらの情報から判断し、利用者の安全の確保が困難であるときは出航させてはいけません。（遊適法第13条）
- (3) 遊漁船業者の名義を他人に貸してはいけません。（遊適法第17条）

7 遊漁船業登録の更新について（遊適法第3条）

- (1) 登録の有効期間は5年間です。登録有効期限を確認し、更新を希望する場合は申請してください。
- (2) 更新の申請は有効期間満了日の30日前までに行ってください。
(更新の場合、手数料は1万2千円です)。なお、登録期限を過ぎて提出されることがないようご注意ください。
- (3) 遊漁船業務主任者の講習修了証明書の有効期限も5年間です。遊漁船業務主任者は現在の講習修了証明書の有効期限に注意して、有効期間に途切れが生じないように講習を受講する必要があります。

8 届出書等の提出及びお問い合わせ先

営業所が琴浦町以東に所在する業者	営業所が大山町以西に所在する業者
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話：0857-26-7339 FAX：0857-26-8131	境港水産事務所 〒684-0034 境港市昭和町9-20 みさき会館2階 電話：0859-42-3167 FAX：0859-42-3169

※この内容は、県漁業調整課ホームページ

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44490>) にも掲示しています。

遊漁船業の登録について→



(別紙1) 遊漁船業者の登録に関して変更手続きが必要な事項

事項	必要書類・備考
氏名、名称、住所、営業所の名称、所在地	①住民票の抄本若しくはそれに代わる書面（運転免許書の写し等）
法人にあっては、代表者の氏名、営業所の名称、所在地	①登記事項証明書
遊漁船の名称、遊漁船の追加	①加入している保険の保険証券又は共済契約の証書の写し ^(※) ②船舶検査証書
法人にあっては、役員の氏名	①登記事項証明書 ②新たに役員となった者の住民票の抄本又はそれに代わる書面（運転免許書の写し等） ③誓約書
未成年者の場合は、その法定代理人の氏名、住所（法定代理人が法人である場合は、その名称、住所、その代表者、役員の氏名）	①新たに法定代理人となった者に係る住民票又はこれに代わる書面（運転免許証の写し等） ②誓約書 【法定代理人が法人の場合】 ①登記事項証明書 ②役員の住民票の抄本又はそれに代わる書面（運転免許書の写し等） ③誓約書
法定代理人である法人の名称の変更	①登記事項証明書
法定代理人である法人の役員の変更	①新たに役員となった者の住民票の抄本又はそれに代わる書面（運転免許書の写し等） ②誓約書
遊漁船業務主任者を追加、または解任する場合	①新たに選任された遊漁船業務主任者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面（運転免許証の写し等） ②誓約書
損害賠償措置の内容、 <u>保険期間の更新</u> <u>(非常に忘れやすい手続きです)</u>	①加入している保険の保険証券又は共済契約の証書の写し ^(※) ②船舶検査証書
案内する漁場の位置、遊漁船の係留場所、事故発生時の連絡方法等の業務規程に記載している事項	業務規程

※保険証券が発行されるまでに時間を要することから、保険加入の申込書の控えと保険代理店が発行する保険料の領収証で代用可能。

遊漁船業の適正化に関する法律に規定される上記事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更手続きをすることとなっていますが、なるべく事前に届出をしてください。適切に変更手続きをしなかった場合は、法律違反となり罰則が科されますので、ご注意ください。

ご不明な点は、漁業調整課漁業調整担当（0857）26-7339までお問合せください。

(別紙2) 利用者名簿の例※こちらをコピーして使用されても構いません

利用者名簿

NO: _____

船名:
業務主任者名:

漁場の位置:

利用開始: 年 月 日(時)
終了予定: 年 月 日(時)

No	氏名	住所	性別	年齢	緊急連絡先
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

◎◎ 注意事項 ◎◎

水産物を採捕する際、次の行為は法令（漁業法、鳥取県漁業調整規則）で禁止されており、違反すると処罰される場合があります。決して違反のないよう、よろしくお願ひします。

(1) あわび、さざえ、いがい、ばい、かき、たこ、うに、なまこ、わかめ、てんぐさ、いわのりなど、漁業権の対象となっている水産物を採捕すること（法第195条）

(2) 水産物を採捕するとき、次の漁具漁法以外の方法で行うこと（調整規則第46条）

使用できる漁具漁法

竿釣・手釣	たも網・さで網	投網	やす及びは具	徒手採捕 (手でつかまえる)
				

(参考) 禁止漁法の例

ひき縄釣り (トローリング) 	はえ縄 	アクアラング (簡易潜水器) 
---	--	--

(3) 千代川、天神川、日野川の河口付近（※）で、3月1日から5月31日までの間に水産物を採捕すること（調整規則第41条）

(4) しいらつけ漁業のつけ木の周辺100メートルの区域でしいらを採捕、もしくは散逸又は他に誘致する行為をすること（調整規則第42条）

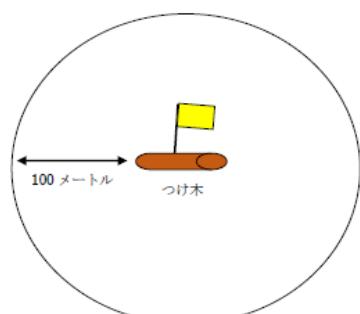
(5) 次の水産物を次の期間に採捕すること（調整規則第40条）

あ ゆ：2月1日から5月31日まで

しらうお：6月1日から11月14日まで ※

わかさぎ：4月1日から10月14日まで ※

（※ 中海海域及び境水道のみ）



〈ご注意〉

- ・出航から帰港するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従ってください
 - ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないでください
 - ・航行中、波の影響により船体が動搖することがありますので、動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船してください
 - ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従ってください
 - ・救命胴衣等の保管場所・使用方法
()
 - ・救命浮輪の保管場所・使用方法
()
 - ・はしごの保管場所・使用方法
()
 - ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等¹を着用してください
 - ・その他
- []

¹ 船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの